政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体解散の届出があった。

平成28年11月15日

千葉県選挙管理委員会委員長 本木 陸夫

- * 政治資金収支報告書の公表についてのページで、政治資金規正法第17条第1項に基づく解散に伴う解散の日現在の収支報告書及び同法第12条第1項に基づく収支報告書が併せて提出されている場合は当該収支報告書が閲覧できます。
- *上記の収支報告書は、政治資金規正法第20条の2の規定により、公表した日から3年間、閲覧等を行うことができます。

1 政党の支部

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
|-------------------|--------|------------|
| 維新の党衆議院千葉県第8選挙区支部 | 太田和美 | 平成28年3月27日 |

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

| 政 治 団 体 の 名 称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
|----------------|--------|-------------|
| 真板一郎後援会 | 青木 敏雄 | 平成28年3月1日 |
| 千葉県管工事業連合会政治連盟 | 臼倉 進 | 平成28年10月27日 |
| 千葉県水道管工事政治連盟 | 臼倉 進 | 平成28年10月27日 |